

令和8年度LPガス関係補助事業の公募について

～災害対応力の強化・業務効率化に向けた設備導入を支援～

令和8年度のLPガス関係補助事業として、「石油ガス地域防災対応体制検討事業」及び「構造改善推進事業」の公募が開始されています。

本事業は、災害時におけるLPガスの安定供給体制の強化や、LPガス販売事業者の業務効率化・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を目的として実施されるものです。

設備更新や新たなシステム導入をご検討されている事業者におかれましては、補助制度の活用をご検討ください。

1 石油ガス地域防災対応体制検討事業

(石油ガス流通合理化地域防災)

本事業は、災害発生時においてもLPガスを安定的に供給できる体制の整備・強化を目的とした補助事業です。

主な補助対象事業

- 中核充填所の新設
- 中核充填所の自家発電設備高上げ
- 中核充填所の貯蔵容量拡充
- 中核充填所設備（衛星電話等）の更新
- オートガススタンド設備の更新

公募情報

<https://pacific-hojio2.com/oilgas/>



お問い合わせ先

石油ガス流通合理化地域防災事務局
電話：050-5577-0391
メール：oilgas@og.pacific-hojio.jp
受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)

2 構造改善推進事業

(石油ガス流通合理化構造改善)

本事業は、LPガス販売事業者の業務効率化や保安の高度化を図るため、遠隔システム等の導入を支援する補助事業です。

主な補助対象事業

- 遠隔開閉栓システムの構築
- 遠隔検針システムの構築
- LPWA通信機器の導入支援
- 遠隔検針や遠隔開閉栓システムの導入は、人手不足への対応や業務の効率化、保安業務の省力化にもつながることが期待されています。

公募情報

<https://pacific-hojio2.com/kozo/>



お問い合わせ先

石油ガス流通合理化構造改善事務局
電話：050-5577-0392
メール：kozo@og.pacific-hojio.jp
受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)

近年、国では、災害に強いLPガス供給体制の整備や、業務の効率化・省力化を支援する各種補助制度が実施されています。

設備更新やシステム導入を予定されている会員事業者の皆さまにおかれましては、本補助制度の活用についてご検討いただき、保安の確保や災害対応力の向上、さらには業務の効率化にお役立てください。

なお、公募期間や補助率、補助上限額、対象経費などの詳細につきましては、公募ホームページに掲載される募集要領をご確認いただくか、各事務局までお問い合わせください。

台風・豪雨における土砂くずれに関する「LPライフNEO」対応について

「LPライフNEO」における補償についてご案内いたします。
台風や豪雨に起因する土砂崩れの被害は「水災」に該当し、補償の対象となります。

ご被害を受け付けた際には、LPライフNEOの事故報告書でご報告をお願いします。

土砂崩れの被害が発生している地域の事業者様への対応にあたり、支部ポータル（事故対応ページ）にL-pinからのデータ抽出方法を掲載しております。



消費者向けLPガスPRショート動画をぜひご活用ください！

日本LPガス団体協議会では、LPガスの魅力や利便性、安全性をより多くの消費者の皆さまに知っていただくため、約1分間のショート動画を制作し、公式YouTubeチャンネルで順次公開しています。

動画では、「LPガスは災害に強い」「環境にやさしい」「暮らしを支える身近なエネルギー」といったLPガスの特長を、短時間で分かりやすく紹介しています。近年利用者が増えているスマートフォンでの視聴にも適した内容となっております。ご家庭のお客様にも気軽にご覧いただけます。

【日本LPガス団体協議会公式YouTubeチャンネル】

<https://www.youtube.com/channel/UC3L1jXeOrmzgOZfqgaE9CDg>



会員事業者の皆さまへ

消費者へのLPガスPRや需要開発の一環として、ぜひ積極にご活用ください。

【活用例】

- ホームページやSNS（Instagram・Facebook・LINE等）での紹介・共有
- お客様へのメールやLINE配信への掲載
- 店頭モニターや待合スペースでの放映
- 展示会や地域イベント、ガス展等での上映
- 商談時や新規顧客への説明資料としての活用

短時間でLPガスの魅力を伝えられる動画となっておりますので、消費者とのコミュニケーションツールとしてぜひご利用ください。また、今後も新しい動画が順次公開される予定ですので、定期的に公式YouTubeチャンネルをご確認いただき、日々の営業活動にお役立てください。

職場での熱中症対策を徹底しましょう！

～今こそ現場の対策を再確認～

厚生労働省は、職場での熱中症による労働災害の発生状況（確定値）を表しました。

令和7年の熱中症による休業4日以上の死傷者数は1,803人となり、統計を開始した平成17年（2005年）以降で過去最多となりました。一方、死亡者数は19人となり、前年より減少しています。これは、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の改正により、熱中症の重篤化防止対策が進められたことも一因と考えられています。

熱中症による労働災害は、7月・8月に約7割が集中しており、建設業や製造業、運送業を中心に多く発生しています。

LPガス販売事業においても、LPガス容器的配送・交換、保安点検、設備工事、充填所での作業など、高温環境で業務を行う機会が多く、熱中症は決して他人事ではありません。従業員の命と健康を守るため、改めて職場の熱中症対策を見直しましょう。

熱中症対策は事業者の義務です

労働安全衛生規則の改正により、熱中症のおそれのある作業を行う事業場では、次の措置を講じることが義務付けられています。

熱中症の自覚症状や異常を確認した際の報告体制の整備・周知

熱中症が疑われる場合の緊急対応手順の作成・周知

重篤化を防止するための迅速な対応体制の確保

厚生労働省が公表した死亡災害事例では、報告体制や対応手順が十分に整備・周知されていなかった事例や、熱中症予防教育が実施されていなかった事例も確認されています。

LPガス事業者が特に注意したい作業

夏季には、次のような業務で熱中症のリスクが高まります。

LPガス容器的配送・交換
保安点検・調査
ガス設備・配管工事
充填所・バルク供給設備での作業
倉庫・車庫・工場など高温となる場所での作業

また、一人で行う作業では、異変の発見が遅れ重症化するおそれがあります。定期的な連絡や巡回など、見守り体制の確保も重要です。

熱中症対策チェックリスト
事業所で次の項目を確認しましょう。

- ☒ 熱中症対応マニュアルや緊急時対応手順を整備している
- ☒ 緊急連絡体制を従業員へ周知している
- ☒ 作業前に健康状態を確認している
- ☒ WBGT（暑さ指数）を確認し、作業計画へ反映している
- ☒ 水分・塩分補給を定期的に実施している
- ☒ 冷房設備や日陰など休憩場所を確保している
- ☒ 空調服や冷却用品を積極的に活用している
- ☒ 一人作業時の連絡・巡回方法を定めている

熱中症は「防げる労働災害」です

熱中症は、適切な予防対策と早期対応により防ぐことができる労働災害です。体調の変化を軽視せず、異変を感じた際には速やかに作業を中断し、身体を冷やすとともに必要に応じて医療機関を受診することが大切です。

今年も厳しい暑さが予想されています。職場全体で熱中症予防に取り組み、安全で健康な職場づくりを進めましょう。

【協会からのお願い】

夏季は、LPガス容器的配送・交換や保安点検、設備工事など、屋外や高温環境での作業が多くなる時期です。各事業所におかれましては、朝礼やミーティングなどの機会を活用し、熱中症予防対策や緊急時の対応手順について改めて確認いただくとともに、従業員一人ひとりの体調管理と安全確保の徹底をお願いいたします。

「少し様子を見よう」が重大な事故につながることもあります。****異変に気付いたらためらわずに作業を中断し、迅速な報告・応急措置・医療機関への搬送を行うなど、熱中症による労働災害ゼロを目指し、職場全体で安全意識を高めていきましょう。**

労働安全衛生法が改正されます

～一人親方・会社役員にも安全衛生措置が義務化されます～

令和7年5月に公布された「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」に伴い、関係政令等が整備され、令和8年1月1日から令和9年4月1日にかけて、改正内容が段階的に施行されます。

今回の改正では、LPガス事業における充填所や配送拠点、工事現場などにおいて、一人親方（個人事業者）や会社役員が労働者と同じ場所で作業を行う場合、労働者と同様の安全衛生措置が適用されます。また、複数の事業者が同じ作業場所で行う際の安全管理についても、新たな義務が設けられました。

主な改正内容

■混在作業時の安全対策の強化

充填所や配送現場などで、自社従業員と協力会社、一人親方などが同じ場所で行う場合は、安全衛生措置が必要となります。

■作業場所管理事業者への連絡・調整義務

充填所・バルク供給設備・工事現場などで、複数の事業者が同時に作業を行う場合、その場所を管理する**「作業場所管理事業者」**には、作業間の連絡・調整を行うことが新たに義務付けられました。

【主な例】

充填所
自社の充填作業 × 外部工事業者による設備点検・補修
バルク供給設備・消費先
配送・荷役作業 × 他社による建築・改修工事

事業所・荷捌き場

LPガス機器工事×容器的搬入・搬出

このような作業では、事故防止のため、作業内容や作業時間などについて事前に連絡・調整を行うことが必要となります。

■一人親方・会社役員への義務の拡大

一人親方や会社役員が労働者と同じ場所で作業を行う場合には、次のような安全衛生上の義務が課されます。

安全装置などを備えていない機械等の使用禁止

対象機械の定期自主検査の実施および記録

フォークリフト運転、アーク溶接、酸素欠乏危険場所での作業、高所作業などに従事する際の特別教育の受講

会員の皆さまへ

今回の法改正は、LPガス事業者においても、日常業務に関わる内容が含まれています。各事業所におかれましては、自社従業員だけでなく、一人親方や協力会社を含めた作業体制についても改めてご確認いただき、本改正への適切な対応をお願いいたします。

なお、本改正の詳細や関係資料につきましては、厚生労働省ホームページ「労働安全衛生法関係法令等（令和7年改正）」をご確認ください。

【厚生労働省】労働安全衛生法関係法令等（令和7年改正）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



令和8年度 高圧ガス製造保安責任者試験について

高圧ガス保安協会のホームページにて必ずご確認ください。 <https://www.khk.or.jp>

1. 試験日
令和8年11月8日(日)

2. 場 所
松山市大可賀2丁目1-28
アイテムえひめ 大展示場 (愛媛国際貿易センター)
近隣店舗、路上への駐車はご迷惑になりますので、絶対にしないでください。
お車でお越しの方は、アイテムえひめの立体駐車場または臨時駐車場を利用してください。

3. 受験案内について
①ホームページの案内
高圧ガス保安協会のホームページ <https://www.khk.or.jp>
②受験案内書 (書面願書) の配布



- 「受験願書請求」と朱書きした封筒の中に
 - 1) 試験種類ごとの必要部数および連絡先、電話番号を明記したもの
 - 2) 返信用封筒 (縦33cm、横24cmの大きさ) 切手を貼ったもの (1部180円 2部270円 3部320円 4~7部510円 8~13部750円)
- 3) 郵送料
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会

4. 申込期間等
①・②いずれかの方法によりお申込みください。

- ①インターネット申請
高圧ガス保安協会 <https://www.khk.or.jp>
申込期間 8月17日(月)午前10時~9月2日(水)午後5時
期間中24時間受付
- ②書面申請 (持参申込は土日を除く)
申込期間 8月17日(月)~8月31日(月)
郵送は8月31日(月)消印有効。
消印のないものについては8月31日(月)到着分まで有効。

5. 受験願書の提出先
・知事試験
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会

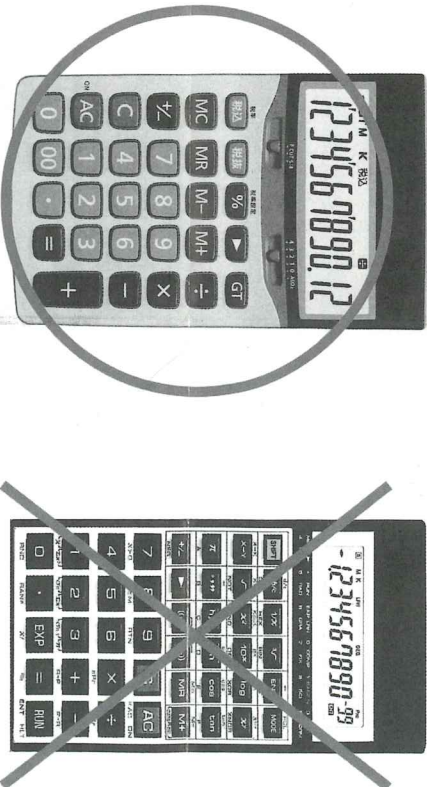
・大臣試験、知事試験の全科目免除者
〒105-8447
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

6. 注意事項

- ①電卓
試験では「四則計算 (+-×÷)」のみできる電卓に限り使用が認められています。
関数電卓の使用は禁止です。使用可能な電卓の貸与は行いません。
- ②携帯電話等電子機器の取扱い
(1) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、PHSなどの通信機能をもつ電子機器 (腕時計型ウェアラブル端末を含む) の使用及び作動を禁止します。これらの電子機器を時計及び電卓の代替に使用することはできません。
(2) 電子機器の電源は必ずOFFにして鞆に収納し、携帯することは禁止します。通信機器を試験中に身に付けている状態又は使用可能な場所に所持していることが確認された場合は、電源のON/OFFにかかわらず不正行為と見なします。
- ③時計
スマートウォッチなど通信機能を有するものは使用を禁止します。時計は腕から外し、机の上に置いてください。

【国家試験での電卓使用について】

使用できる電卓の例 使用できない電卓の例
※関数電卓は使用できません。



【重要】代表者名をかたる詐欺メール・LINEにご注意ください

現在、LPガス販売事業者の代表者名や社員名をかたり、メールやLINEへ誘導する不審な連絡が全国で確認されています。
特に最近、実在する会社名や代表者名を表示したメールを送り、

「LINEグループを作成してください」
「QRコードを送ってください」
「他の人には知らせないでください」

などご指示する手口が報告されています。これらは、実際の代表者や会社になりすましたビジネスメール詐欺であり、その後LINE上で送金や振込を指示されるケースも確認されています。
このようなメールを受け取ったら次の点を徹底してください。

メールの内容を安易に信用しない
LINEグループの作成やQRコードの送付には応じない
添付ファイルやURLは開かない
メールへの返信は行わず、電話など別の手段で本人に確認する
社内で情報共有し、必要に応じて管理者へ報告する

送信者名が代表者名になっていても、送信元メールアドレスがフリーメール (gmail.com, outlook.com など) である事例も多く確認されています。送信者表示だけで判断せず、メールアドレスまで確認することが重要です。会員事業所におかれましては、社員の皆様にも本事例をご周知いただき、不審なメールやLINEを受信した場合は決して指示に従わず、必ず社内で確認を行ってください。
情報セキュリティ対策は、事業所全体で取り組むことが被害防止につながります。

四国ガス(株)との転換情報

(2026年6月転換処理分)

項目	LPガスからLPガスへ	四国ガスから四国ガスへ	引き換えられた計
地区	LPガスからLPガスへ	四国ガスから四国ガスへ	転換された計
今 治	2	0	2
松 山	3	1	2
宇和島	0	0	0
計	5	1	4

※累計は昭和58年8月転換協定以降の数



7月2日(木) 第1回総務部会 (松山市男女共同参画推進センター)
7月3日(金) 丙種化学液石検定 (松山市総合コミュニケーションセンター)
7月7日(火) LPガスお客様相談所ワークショップ (高知県)
7月10日(金) 第二種販売検定 業務主任者の代理者検定 (リジエール松山)
7月22日(水) 保安講習会【松山】 (一社)愛媛県トラック協会
7月24日(金) 第1回流通部会 (松山市男女共同参画推進センター)
7月27日(月) 保安講習会【新居浜】 (新居浜商工会議所)
7月29日(水) 保安講習会【西予】 (西予文化会館)
7月30日(木) 第2回総務部会 (オニオン)